会計

他の退職給付制度からの補填がある場合は確定給付制度に

—ASBJ、退職給付専門委

去る10月3日、企業会計基準委員会は第85回退職給付専門委員会を開催した。前回（2016年10月10日号（No.1459）情報フラッシュ参照）に引き続き、リスク分担型企業年金の実務対応報告案等へのコメント対応が検討された。

他の退職給付制度からの補填の取扱い

退職金の一部にリスク分担型企業年金を設定するが、給付総額を一定とするケースにおいては、リスク分担型企業年金の給付額の減額調整に対応して、他の退職給付制度の給付額を増額することが想定される。この場合に、制度ごとに確定拠出制度か確定給付制度かを判定するのか、全体として確定給付制度と分類するのかが論点となる。

これまでの審議を踏まえた事務局の整理として、「会計上の取扱いを示さない場合、さまざまな解釈がなされる可能性があり、実務上の混乱を回避するためには、何らかの内容を記載することが適切」との見解が示された。具体的には、実務対応報告案3項に、次のように追記することが提案された。

> 3．リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額（中略）、特別掛金相当額（中略）及びリスク対応掛金相当額（中略）の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務（リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、リスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合を含む。）を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類する。

専門委員からはおおむね賛成する意見が聞かれたが、3項（本文）に記載するか、結論の背景に記載するかで、意見が分かれた。

今後のスケジュール

実務対応報告の公表目標は11月とされており、最終的な詰めの審議が行われる見込み。

会計

連結と個別を分けずに基準開発へ

—ASBJ、収益認識専門委

去る10月4日、企業会計基準委員会は第71回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、前回（2016年10月10日号（No.1459）情報フラッシュ参照）、および第325回企業会計基準委員会（2016年10月10日号（No.1459）情報フラッシュ参照）の議論を踏まえ、わが国の収益認識基準の開発に向けた当面の審議の進め方が事務局より示された。

全般的な方向性

IFRSを連結財務諸表で任意適用している企業のニーズと、日本基準を連結財務諸表および個別財務諸表で適用している企業のニーズの両方を可能な限り満たす方向で開発を行うことが示された。

また、連結財務諸表と個別財務諸表を特に分けずにIFRS15号の基本的な原則を取り入れ

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付（平成28年10月分）	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
11月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出（平成28年9月期分） 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人（平成28年8月期） 2カ月延長法人（平成28年7月期） ④ 消費税確定申告（1カ月ごと）（9月期） ⑤ 消費税確定申告（3カ月ごと）（3、6、9、12月期） ⑥ 法人の中間申告（半期・3月期） 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと（9月期を除く） 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと（3、6、12月期）	②～⑦ 法人の事業年度（課税期間）の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
（付記） 税を考える週間（11月11日～11月17日）		

ることを出発点とし、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な会計処理を追加することが示された(個別項目に対する重要性の記載も含む。ケースによっては個別財務諸表のみ追加することも検討)。

IFRS15号における理論面の問題提起が聞かれているものについては、現段階では方向性を出さず、意見募集文書で識別した論点をひととおり議論したあとに検討することが示された。

表現

開発する基準の表現は、次の方針でIFRS15号の表現を見直すことが示された。

- 企業会計基準の本文に必要最低限の要求事項、企業会計基準適用指針の本文にその他の要求事項を含め、両者の結論の背景に説明的な記載を行う(IFRS15号の本文とガイドラインの区分にはこだわらない)
- 可能な限り意味が変わらない範囲で、日本基準の用語を用いる

ガイダンス、設例

開発する基準へのガイダンスの追加は、便益と懸念を比較考量し、わが国に特有な取引等に限定し、IFRS15号の結果と大きく異ならないように対応することが示された。

また、IFRS15号の設例は、関係者の理解を促進するのに有効なもののみを含め、わが国特有の取引は、実務における適用を容易にする観点から、前提条件を明確にしたうえで例示としての設例を追加することが示された。

スケジュール

任意適用については、IFRS15号およびトピック606の強制適用日(IFRS15号：2018年1月1日以後開始する事業年度、トピック606：2017年12月15日より後に開始する事業年度)に可能となることを当面の目標とすることが示された。

また、公開草案は2017年6月までに公表することを目標とすること、強制適用の時期は会計基準の内容がおおむね判明した段階で検討を行うことが示された。

具体的な進め方

今後の具体的な進め方は次のとおりとすることが示された。

① 会計基準の範囲および基礎となる用語の定義の検討
② これまでモデルケースとして検討した項目の方向性を決定
③ 意見募集で識別した残りの論点および開示(注記事項)の検討

グローバル会計の視点 自社株保有

米国のニューヨーク証券取引所に上場している会社は、上場規定により、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の開示が義務づけられている。米国の上場会社は、株主総会の招集通知にこの「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の内容を開示し、「Schedule 14A」の様式で招集通知をSECに提出することが要求されている。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」には、取締役の適格基準、取締役の報酬決定の原則、取締役のオリエンテーションおよび継続的なトレーニング、後継者計画、毎年の取締役会のパフォーマンス評価などが含められる。これらの内容の多くは、日本のコーポレートガバナンス・コードでも要求され、その一部は開示が要求されている。

多くの米国企業は、この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」のなかで、役員に自社株式の保有を強制している制度を開示している。その制度を実施している理由として、ほとんどの会社で「役員の利害」と「株主の利害」を一致させることが示されている。株価が下落すれば、役員も株主と同様に損失を被ることになるから、株主の立場から役員としての業務を執行するということなのだろう。

ゼネラル・モーターズは、役員(社外役員を含む)に対して、役員に選任されてから5年以内に、最低限40万ドルの自社株式(市場価値)の保有を要求しており、就任期間は株式の売却は禁止される。ほかにも、1年の報酬の一定の倍数の自社株式の保有を要求している会社もあれば、退職後の一定期間の自社株式の売買を禁止している会社もある。

委員会制度を採用している米国での役員の過半数は社外役員であり、ゼネラル・モーターズでは執行役員(社内)は1人だけである。そのため、この自社株式の保有の要求は、社外役員を主要なターゲットにしたものといえる。

米国では、役員が就任中の報酬の大部分を自社株式の購入に充当しなければならないことが多く発生するということである。一方、日本での状況はどうなっているのだろうか。有価証券報告書の「役員の状況」には、役員の略歴に加え、役員が保有している自社株式数が開示されている。しかし、社外役員の保有する自社株式数は多くの場合、その報酬額との比較では米国と比べ極めて少ないといえる。

エンロン事件が発生した当時は、マネジメントに大量に付与されたストック・オプションが粉飾の一因といわれた。マネジメントは利益を得るために、粉飾しても株価を上げることに走ったといわれたからである。しかし、その後も米国でのストック・オプションは減少したという話は聞かず、業績連動型の報酬という位置づけをされている。前記に示したように、社外役員には別の観点から、自社株式の保有が求められているのである。

コーポレート・ガバナンスが注目され始めている日本でも、「役員の利害」と「株主の利害」を一致していることを示すために、会社が単に保有しているというレベルの保有数ではない自社株式の保有を社外役員に要求する制度を導入する時期にきているのかもしれない。

長谷川　茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

会計

収益認識基準の範囲、検討

—ASBJ

去る10月6日、企業会計基準委員会は第346回企業会計基準委員会を開催した。

リスク分担型企業年金

第85回退職給付専門委員会での議論（今号本欄参照）を踏まえ、審議が行われた。

他の退職給付制度からの補填の取扱いについては、事務局による再検討の結果、本文（3項）ではなく、結論の背景に次の文章を追記することが提案された。委員からは特段の反対意見は聞かれていない。

> 企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められていると考えられるため、当該拠出義務には、当該給付額を増額する義務が含まれるものと考えられる。

税効果会計

これまでの議論を踏まえ、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（監査・保証実務委員会実務指針63号の移管）の文案について、審議が行われた。

本会計基準は、基本的に63号の定めの内容を踏襲しており、実質的な内容の変更は意図されていない。そのため、本会計基準は、公表日以後適用することとされた。また、同様の理由により、本会計基準の適用については、会計方針の変更に該当しないものとして取り扱うこととされた。

収益認識

収益認識基準の開発に関して、全般的な進め方に加え、次の事項について審議が行われた。

⑴ 会計基準の範囲

現行の日本基準で収益認識に関する会計処理を定めているものとの関係について、次の整理が事務局から示された。

> ① リース取引
>
> 収益認識基準の開発に合わせ、リース基準の改正を行うか否か、今後検討する。
>
> ② 金融商品
>
> 利息・配当金については規定があるが、金融手数料については明文規定がない。金融手数料は、基準の適用範囲とする。
>
> ③ 固定資産の売却取引
>
> 特別目的会社の連結範囲等と関連し、IFRS15号が対象とする取引とは異なる検討が必要になると考えられるため、今回の検討範囲には含めない。
>
> ④ 工事契約およびソフトウェア取引
>
> 基本的には、開発する日本基準の範囲に含まれる。ただし、最終的には、進行基準や原価回収基準といった項目の検討後に決定する。

なお、棚卸資産や費用等に対する会計処理の見直しの要望も寄せられていたが、IFRS15号に含まれる「契約コスト」以外は取り扱わないという考え方が示された。

⑵ 用語の定義

「定義」として記載することが適切な用語について、たとえば「契約：法的な強制力を有する権利および義務を生じさせる複数の当事者間による取決め」などが、事務局から示された。なお、「収益を定義しない」という案が示されたが、委員からは「収益は定義すべき」との意見が聞かれた。

会計

会計基準案、表現等の見直し続出で再検討か

—ASBJ、税効果会計専門委

去る10月11日、企業会計基準委員会は第41回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2016年10月10日号No.1459）情報フラッシュ参照）までの議論に引き続き、法人税等会計基準案、税効果適用指針案について、検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

法人税等会計基準案

前回示された文案に対して、主に表現の見直しに関する修正が行われた。たとえば、基準案4項は「当事業年度の所得等に対する法人税、地方法人税、住民税及び事業税については、法令に従い算定した額（省略）を損益に計上する」（傍点編集部）とされており、「等」の追加や、前回の文案では「損益として計上する」、「損益に計上する」とバラバラの表現であった箇所を統一するための修正が行われた。特に今回、この「等」の追加は、他の多数の箇所でも行われているが、「何を指しているのかが不明確」と、複数の専門委員から意見が聞かれた。

また、公開草案へのコメント募集をする際の文案も修文が行われた。この点、「開示についての質問事項がない」と専門委員から指摘があり、事務局は盛り込む方向で検討するとのことである。

税効果適用指針案

前回より引き続き検討すべき課題として、「子会社株式の減損に係る将来減算一時差異の取扱い」がある。なかでも、国内の100％子会社株式の減損のように、将来の一定の時期が到来しないと減算一時差異なのか、永久に損金に算入されないのかが判明しない項目について、その取扱いが論点となっている。

この点、事務局は、国内の100％子会社株式を減損した場合には一時差異に該当すると整理し、将来減算一時差異については、将来、清算するまで当該子会社を保有する方針等があるときには、評価性引当額を認識することが考えられるとした。

結果として、回収可能性適用指針における分類1に該当する企業においても、回収可能性がないものと判断する場合があるため、あわせて同適用指針18項の文言についても修正案が提案された。

会計

リスク分担型企業年金のIFRS上の取扱い等、検討

―ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る10月11日、企業会計基準委員会は第7回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

手続面

本専門委員会では、①IFRS解釈指針委員会の適時のフォローや、②わが国におけるIFRSの適用上の課題に対応するための議論を行う。そこで今回は、②に該当するリスク分担型企業年金の取扱いを議論する前に、次の3点が検討された。

⑴ IFRSの適用上の課題として扱うテーマの選定方法

（事務局案）①市場関係者から強いニーズが聞かれているか、②わが国の多くの企業にとって重要な影響が生じる可能性が高いか、③重要なばらつきが生じる可能性が高いかを総合的に分析し、審議する。

⑵ IFRS解釈指針委員会に要望書を提出するか否かの判断基準

（事務局案）①IFRS解釈指針委員会の判断を求めることについて、わが国の関係者のコンセンサスが得られているか、②IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックに従った場合、IFRS解釈指針委員会が作業計画に追加する可能性が高いかを総合的に分析し、審議する。

⑶ IFRS解釈指針委員会への要望書の提出の要否に関する判断の過程を周知する方法

（事務局案）審議資料をウェブサイトで公開する。

リスク分担型企業年金の取扱い

前記⑴の分析の結果、リスク分担型企業年金は、IFRSの適用上の課題として扱うテーマとされ、事務局より予備的な論点整理として、次のような考え方が示された。

⑴ リスク分担型企業年金のIFRS上の分類

退職給付制度の分類は、「さらに掛金を支払うべき法的債務および推定的債務」の有無により判定することになる。

この点、リスク分担型企業年金は規約に定められた掛金以外に、追加的な掛金を拠出する法的な義務が基本的に生じない。また、推定的債務の有無の検討には、労使合意に基づく規約の内容のほか、経営者が従業員に対して行っている説明等を考慮することになる。

⑵ リスク分担型企業年金が確定拠出制度（DC）に分類される場合の会計処理

リスク分担型企業年金に拠出する掛金は、「ある期間中に従業員が企業に提供した勤務と交換に企業がDCに支払うべき掛金」に該当し、費用認識する。

また、リスク対応掛金は、リスク分担型企業年金の導入時に総額が定められ、拠出の義務を負っているため、その制度の導入時に、総額を負債として全額計上すべきかが論点となる。この点、DCに分類される退職後給付制度では、各期の費用額に関する未払いの部分に相当する債務のみを計上することが想定されており、当該掛金の総額を負債として計上する必要はない。

⑶ DBからDCに分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合の会計処理

既存のDBの全体をDCに分類されるリスク分担型企業年金に移行した場合、DBのもとで支給する給付の一部またはすべてについては、清算に該当する。

リスク分担型企業年金移行後の掛金における特別掛金相当額は清算損益の算定にあたり考慮され、特別掛金相当額の支出は将来に行われるため、移行時に負債が認識されることになる。

経理用語の豆知識

インサイダー取引

インサイダー取引とは、上場会社等の会社関係者（会社関係者でなくなった後1年以内のものを含む）が、当該上場会社等の業務に関する重要事実を、その職務等に関し知ったうえで、その重要事実の公表前に当該上場株式の株券等を売買することをいう。

インサイダー取引を未然に防止するためには、上場会社においては、①適時適切な開示（投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報の適時開示に積極的に対応すること）、②適切な情報の管理（内部情報が他に漏れたり不正に利用されたりすることのないように社内体制を整備すること）、③規制の正しい理解（インサイダー取引規制の意義や内容について役職員等に周知徹底を図ること）、が重要であるとされている。インサイダー取引は、市場における会社の株式の信頼を損ない、深刻な会社のイメージダウンにつながることになるため、コンプライアンス上重要な問題であると認識する必要がある。

特定譲渡制限付株式

会社からその役員等に、役員等による役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式を特定譲渡制限付株式という。税法上は、①一定期間の譲渡制限が設けられている株式、②法人により無償取得される事由として勤務条件または業績条件が達成されないこと等が定められている株式、であって、かつ、③役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること、④役務提供を受ける法人またはその法人の株式等の全部を直接に保有する親法人の株式であること、の要件を満たすものであるとされている。

会社がその役員等に報酬債権を付し、その役員等からその報酬債権の現物出資と引換えにその役員等の特定譲渡制限付株式等を交付した場合には、その付与した報酬債権相当額を前払費用等で資産計上するとともに、現物出資された報酬債権等の額を資本金および資本準備金等で計上することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年10月3日	リサーチ・ペーパー2号「のれん及び減損に関する定量的調査」	ASBJ	IASBの依頼を受け、EFRAGスタッフと協力して行ったもの。のれんおよび減損の金額の推移を説明することによって、各国の会計基準設定主体による、のれんの会計処理に関する技術的および概念的な議論を促進することが目的。 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_research/20161003.shtml	—
2016年10月13日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)	金融庁	2016年1月1日から2016年6月30日までに公表されたIFRS16号「リース」等を指定国際会計基準とするもの。コメント期限は、2016年11月11日まで。 http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161013-1.html	—

金融

中央銀行は万能ではないのか

日銀の黒田総裁は9月30日、カナダ銀行・日本銀行共催ワークショップでの挨拶で、「一国の中央銀行総裁は、金融市場と経済について完全な理解を備え、国際金融に関する幅広い経験を有していなければならない」とするカナダ銀行のサイト内での記述と対比させる形で、「中央銀行が万能ではないということもまた事実」と述べた。日銀が9月に決定した「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の話題の直後だっただけに、後ろ向きのイメージは拭えなかった。

今回の政策の新しい枠組みについては、未だに市場の理解を得ているとはいい難い。特にイールドカーブ・コントロールについては追加金融緩和策とはいえず、むしろ隠れた金融緩和縮小策との見方もある。黒田総裁の発言は、これまでの金融緩和策からの方向転換とするこうした見方を裏づけるものではないか。

今回導入された政策では、焦点を国債買入額からイールドカーブの形状に移した。すなわち、10年を利回り0%に固定し、長短期ゾーンを一種のツイストオペ(長期を買い短期を売る、もしくはその逆)を行うことでイールドカーブの形状を変え、代わりに年間80兆円の増額としてきたこれまでの日銀による長期国債買入れは、減額となる可能性も排除できないからだ。

問題は、この政策の目的がみえないことだ。もちろん、金融機関の収益悪化に対する配慮や、「隠れた金融緩和縮小策」という見方が当たっているとしても、少なくとも緩和策にはなっていないはずだ。

さらに、リスクプレミアムや短期金利の将来見通しなど複数の要因からなる長期金利を、中央銀行がコントロールできるのか、といった疑問を新たに付け加えた。このように、出口に向かうどころか、日銀の政策はますます闇のなかへ向かっているようにみえる。

リスクは増えるが効果がみえないなかで、「中央銀行が万能ではない」と述べるのは、中央銀行総裁として、あまりにも無責任な発言ではないだろうか。

証券

金融緩和策の限界と企業収益

米大統領選挙はトランプ共和党候補が自爆、自壊して沈没し、その反動でクリントン民主党候補が浮上、同氏の当選はまず動かないという展開になってきた。あまりにも異端過ぎて、政策の影響が読みづらく、不確実性に満ちたトランプ氏に比べると、クリントン氏の政策姿勢は予想の範囲内にあり、安心感がある。大統領選挙による経済や株式市場の撹乱は回避されよう。

しかし、世界の株式市場が停滞気味という現状は変わらず、そこから脱出することは、なかなか容易でないと思われる。現在の株式市場、株価の停滞は、実体経済の停滞を反映するものであるからだ。すなわち、世界経済、特に先進国は国による程度の差はあるが、物価下落が目立ち、デフレ傾向にある。今やデフレは日本の専売特許ではない。

デフレに対し、先進各国は金融緩和によって対抗、克服しようとしてきた。財政出動は過去の経験から有効性に疑問があるため、控え目にしようとする姿勢が強い。財政出動は、経済成長への寄与よりも政府債務の増加によるマイナスのほうが大きい、と考えるようになっているのだ。

そこで、金融政策への傾斜が進み、特に中央銀行が前面に出て証券市場で直接、各種証券の売買に乗り出すという以前には想像もつかなかった行動をするようになっている。

現在の株価を支えているのは、こうした異常なまでのレベルに達した金融緩和政策である。株価の停滞は長引いているが、株価水準は決して低くなく、アメリカや欧州主要国の株価は過去最高近辺にある。日本の株価だけが例外的に低い水準にとどまっている。したがって、先進各国の株価は投資尺度からみると、現状でも高いところにある。この点でも日本の株価は例外的に割安な位置にある。

先進各国の超低金利、量的緩和は実体経済に響かず、辛うじて株価を支える程度にとどまっているため、最近の国際金融会議では金融緩和政策の限界が議論されるようになってきている。各国とも中央銀行が前面に出てきて資産・負債を大きく膨らませたことがどんな副作用をもたらすか、警戒姿勢を強めている。

しかし、金融緩和策に代わるアイデアがあるわけではないので、結局、金融緩和が長引く気配である。これから企業収益のさらなる悪化といった事態になれば、先進各国の同時株安もあり得る。それを阻止するのも、企業収益である。今後の動向に最大の関心を払わざるを得ない。